

催物（イベント等）の開催における感染防止対策取組み一覧（令和3年4月～）

行事名 _____ を開催する際は、以下の感染防止対策に努めます

団体名（主催者等）

代表者（自治会長等）



【基本的な対策】

《感染の疑いがある者の入場制限》

- ・ 入場時等に検温を実施し、発熱等の症状のある方の入場を制限する
- ・ 発熱等の症状のため入場を制限した場合の払い戻し措置等を規定しておく

《感染者との接触確認対策の徹底》

- ・ 万が一感染が発生した場合に備え、個人情報への取扱いに十分注意した上で、参加者の連絡先等の把握を徹底する
- ※新型コロナウイルス感染者が、当行事に参加したことが判明した場合、名簿の提出を求めることがあります**

《「新しい生活様式」に基づく感染防止策の徹底》

- ・ 参加者及びスタッフのマスク着用を徹底する（熱中症等の対策が必要な場合を除く）
マスクを持参していない者がいた場合は、主催者側でマスクを配布し、着用率100%を担保する
- ・ 参加者及びスタッフのこまめな手洗い・手指消毒などを徹底する
- ・ 参加者に会話をする際は可能な限り真正面に向き合うことを避けるよう呼びかける
- ・ 会場における握手等の交流等を極力控えるよう呼びかける
- ・ 参加者に催物前後や移動中における感染防止のための適切な行動（感染リスクのある行動の回避）を行うよう呼びかける（交通機関、会食・打ち上げ、飲食店等の分散利用）

《三密の環境回避》

- ・ 入退場時、休憩時間や待合場所等を含め、いわゆる三密（密集、密接、密閉）の環境を作らないよう徹底する（入場口、トイレ、売店等の密集の回避）
- ・ 受付及び会場内では、人と人の距離（できるだけ1m）を確保する
- ・ 入退場時の制限や誘導を行い、人と人の距離（できるだけ1m）を確保する（足元マーカー設置、誘導員配置、時差・分散移動等）
- ・ 施設の常時換気を徹底する〔※屋内の場合〕
- ・ 休憩スペース、更衣室、楽屋、控室等についても、三密の回避と消毒を徹底する

《施設・設備面における感染防止策の徹底》

- ・ 受付など人と人が対面する場所は、感染防止対策を講じる（パーテーションやビニールカーテンの設置等）
- ・ お金等の受け渡しの際の接触を避ける（電子マネー等の非接触決済の導入やコイントレの使用など）
- ・ 手指消毒設備を設置し、適切に補充する（出入口、トイレ、受付、スタッフルーム等）

<次ページに続く>

- ・施設の共用部分（トイレ、テーブル等）を定期的（概ね1時間ごと）に消毒する
- ・トイレではハンドドライヤー、共通タオルは控える
- ・鼻水・唾液等が付着したごみは適切に処理する
（ビニール袋で密閉、回収時マスク・手袋装着、回収後の手洗い等）

【主催者・来賓挨拶、乾杯の発声、余興等を行う場合の対策】

《演出面における感染防止策の徹底》

- ・新型コロナウイルス感染症患者、濃厚接触者、その他発熱等の症状のある者は、出演・練習等を控える
- ・挨拶者等と参加者との距離（できるだけ2m）を確保する。それができない場合は、挨拶者等から飛沫が拡散しないためにビニールカーテン等を設置する
- ・合唱等声を発する場合、演者間での感染防止対策を講じる
（距離の確保、フェイスシールド着用等）
- ・参加者と接触するような演出（参加者をステージに上げる、催物前後や休憩時間に接触する等）は行わない
- ・余興等を行う際は、参加者と十分な距離（できるだけ2m）を確保する
- ・大声を発する余興等は控える

《感染防止のための参加者への呼びかけ》

- ・参加者に大声による発声を控えるよう呼びかける
（個別に中止、対応等ができる体制を整備）
- ・スポーツイベント等では、ラッパ等の鳴り物を禁止する
- ・集合写真を撮影する際は、直前までマスクを着用し、会話を控えるよう呼びかける
- ・スナップ写真を撮影する際は、密集となることのないポーズとするよう呼びかける

《設備面における感染防止策の徹底》

- ・マイクは、使用の都度、消毒又は交換を行う

【飲食等を伴う場合の対策】

《飲食物提供時における感染防止策の徹底》

- ・大皿は避けて、料理は個々に提供する、従業員等が取り分けるなど工夫する
- ・ビュッフェ方式の場合は、料理を小皿に盛って提供する、従業員等が取り分ける、料理を蓋等でカバーする、頻りにトング等を交換するなど工夫する
- ・料理やドリンクの受け渡しは、手渡しではなくトレイを使用する

《感染防止のための参加者への呼びかけ》

- ・参加者同士のお酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けるよう呼びかける
- ・受付及び会場内に「食事中以外はマスクの着用をお願いする」旨掲示する
- ・食事中以外はマスクを着用し、会話をする際は可能な限り真正面に向き合うことを避けるよう呼びかける

《配席計画時における感染防止策の徹底》

- ・飲食用に感染防止策を行ったエリア以外での飲食を制限する
- ・着席形式の場合、テーブルとテーブルの間の距離、一つのテーブルに着席できる人数、着席の仕方などについて、飛沫感染が予防できるよう工夫する